

買い物困難地域の支援に関する連携協定

神戸市（以下「甲」という。）、株式会社こうべ未来都市機構（以下「乙」という。）及び生活協同組合コープこうべ（以下「丙」という。）は、以下のとおり、諸般の事情により日常生活の買い物が困難になった地域の買い物支援に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、食品スーパーの退店等により日常生活に必要不可欠な買い物が困難に至った地域（以下「買い物支援地域」という。）において、甲、乙及び丙が相互に連携、協力し、乙が実施する買い物支援事業を通して、地域住民に対する支援を行う。

（連携内容）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するために、次の事項について連携、協力して実施する。

- ① 買い物支援地域の買い物が困難な方を自宅玄関先から丙の店舗まで送迎するサービス
- ② 買い物支援地域の近隣商業施設や会館集会所を受取場所とした宅配商品のお届けサービス
- ③ その他買い物支援に資するサービス

（役割分担）

第3条 甲及び乙は、丙の取り組みが円滑に行われるように、住民への告知など、必要な協力及び調整を行う。

2 乙は、第2条②に定める受取場所の提供を行う。

3 丙は、第1条に定める目的を達成するための事業を企画し、実施する。

（法令遵守等）

第4条 本協定の連携事項の実施に関し、甲、乙及び丙は事業の推進及び活動に関する法令等を遵守しなければならない。

（協定地区）

第5条 当面の買い物支援対象地域は、乙が管理運営する近隣商業施設の対象地域である主に神戸市須磨区神の谷・北落合、西区美賀多台、竹の台、狩場台及びその他、甲、乙及び丙の間で必要と定めた地域とする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定書締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに当事者のいずれかから、協定解除

の申し出が無いときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(連絡会議)

第7条 甲、乙及び丙は、本協定に定める事項を効果的に推進するため、連絡会議を定期的を開催する。

(その他)

第8条 本協定に記載なき事項及び本協定の解釈につき疑義があるときは、甲、乙及び丙が別途協議のうえ決定する。

本協定成立の証として本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上各1通を保有する。

令和6年3月19日

甲 神戸市浜辺通2丁目1番30号

都市局長 山本 雄司

乙 神戸市中央区港島中町6丁目9番1
神戸国際交流会館9階

株式会社こうべ未来都市機構
代表取締役社長 山平 晃嗣

丙 神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号

生活協同組合コープこうべ
組合長理事 岩山 利久